

大田区 基本計画

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の進行管理



第1章

計画の基本的な考え方

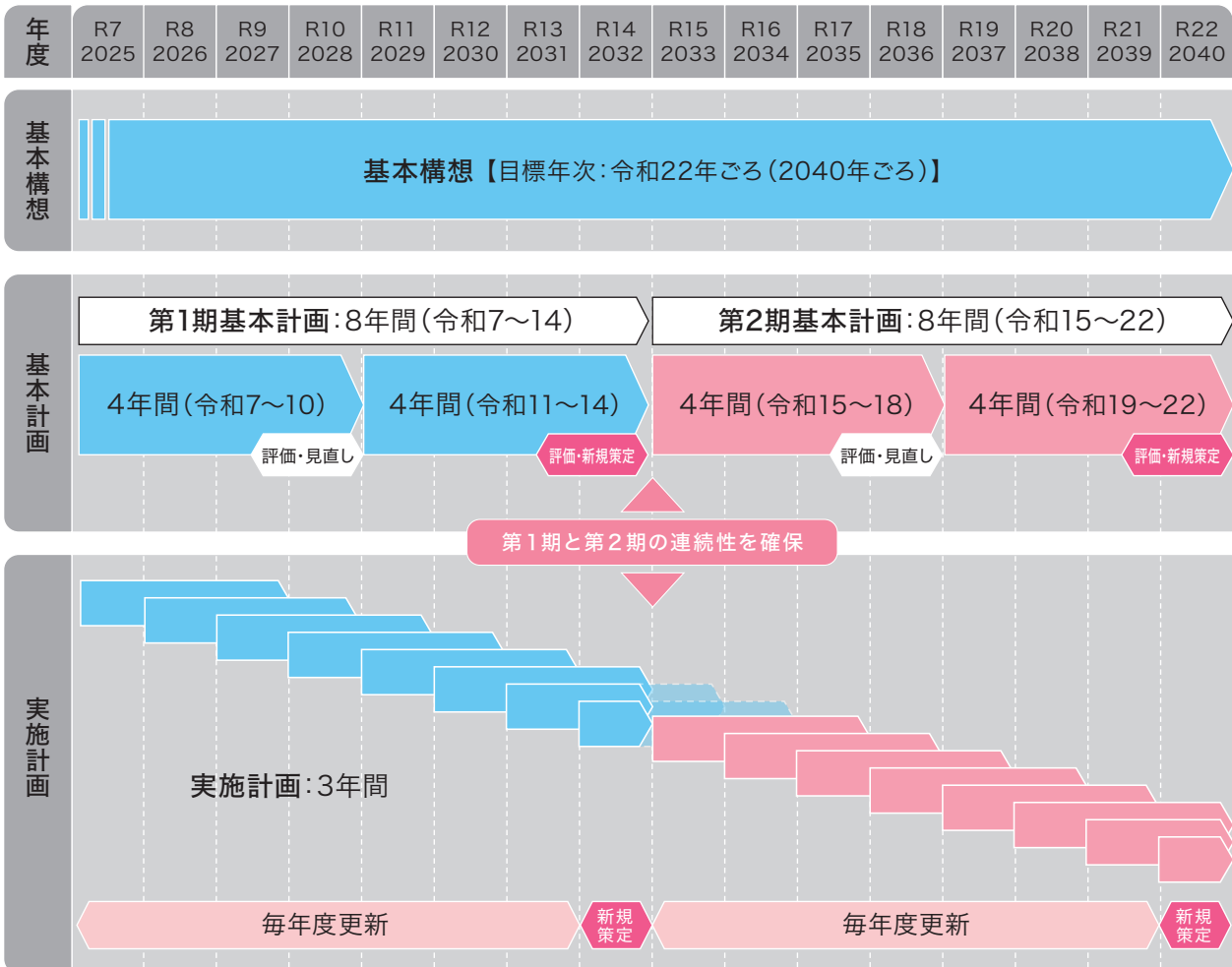
1 計画の目的

基本計画は、区の施策を総合的かつ体系的に示すことにより、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現することを目的としています。

2 計画の期間

基本構想は、令和22年ごろ（2040年ごろ）を目標年次としています。

基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度（2032年度）までの8年を第1期、令和15年度（2033年度）から令和22年度（2040年度）までの8年を第2期とし、今回策定したのは第1期です。それぞれ4年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。

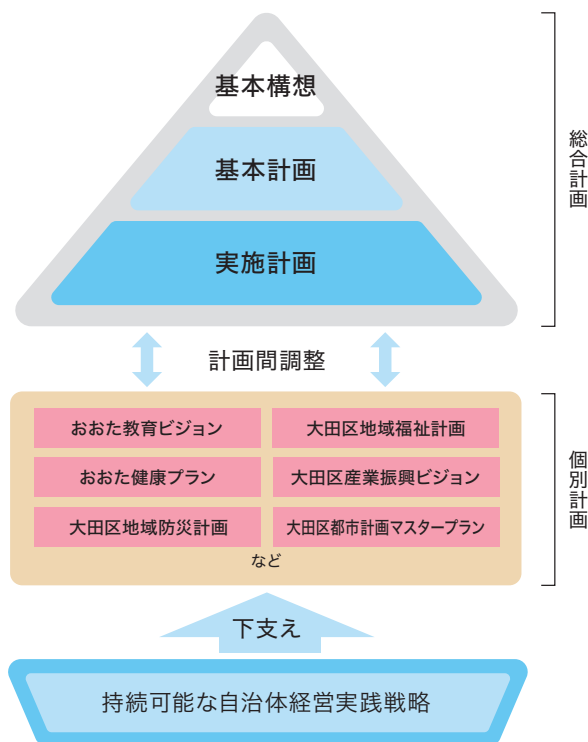


3 計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源*を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営*実践戦略」を位置付けます。

- 基本構想:** 令和22年ごろ(2040年ごろ)の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針
- 基本計画:** 基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの
- 実施計画:** 基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの



※総合計画は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の目的や内容を備えていることから、「大田区デジタル田園都市国家構想総合戦略」として位置付けます。

4 計画の進行管理

基本計画では、施策ごとに指標(数値目標)を設定しています。進行管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行います。

また、実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。

基本計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。

